

甲府市告示第620号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和6年10月8日

甲府市長 樋口雄一

1 指定する区域

甲府市里吉三丁目836番1の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

鉛及びその化合物